諮問番号:令和2年度諮問第29号 答申番号:令和2年度答申第33号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人(以下「請求人」という。)の主張の要旨 請求人は、おおむね、次の理由により、原処分(生活保護変更処分)が違法 又は不当であると主張しているものと解される。
 - (1) 何の説明もなく、突然に令和2年4月分の保護費を従前の半額近くに減額 されたため、年金が家賃や光熱費の支払いでほとんどなくなってしまい、原 処分による保護費の額では生活費が不足すること。
 - (2) 年金は、老後の保障のために長年積み立てたものであるから、これを収入 として認定するべきではないこと。
 - (3) 介護保険料加算の額に誤りがあること。
- 2 処分庁の主張の要旨

原処分は、生活保護法(以下「法」という。)及び「生活保護法による保護の基準」(以下「保護基準」という。)に基づいて適正に行われており、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法並びに保護基準及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の 規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められな い。
- 2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要(以下「最低生活費」という。)の算定方法は、保護基準により定められているところ、本件において、処分庁は、保護基準により、基準生活費を算定し、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で住宅費を認定するとともに、介護保険料加算を認定しなかったことが認められる。また、就労に伴う収入以外の収入の認定については、保護の処理基準において、年金等の公の給付にあっては、実際の受給額を認定することとされ、年金等の給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額を各月の収入認定額として差し支えないとさ

れているところ、本件において、処分庁の当該認定は、これに基づいて適正に 行われており、違法又は不当な点は認められない。

したがって、原処分は、保護基準等に基づき適正に算定された最低生活費の額から適正な収入認定に基づく収入充当額を差し引いた額を請求人の保護費とするものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には 理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年11月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条 第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月10日の審査会において、調査審議 した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとともに(法第4条第1項)、他の法律に定める扶助は、全て保護に優先して行われるものとされている(同条第2項)。また、保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ(法第8条第1項)、保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている(同条第2項)。

法の委任に基づいて厚生労働大臣が定めた保護基準によれば、最低生活費は、「一般生活費」、「教育費」、「住宅費」、「医療費」、「介護費」、「出産費」、「生業費、技能修得費及び就職支度費」及び「葬祭費」とされ、このうち「一般生活費」は、基準生活費、加算等とされている。基準生活費は、年齢別、世帯人員別、所在地域(級地)別に定められた基準額及び加算額を用いて、第1類の経費(個人単位の費用)と第2類の経費(世帯単位の費用)を組み合わせた方法により算定することとされており、請求人が居住する市の級地は、「2級地ー1」と区分されている。また、加算のうち、介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であって、介護保険法第131条に規定する普通徴収(以下「普通徴収」という。)の方法によって保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とするとされている。さらに、住宅費は、家賃、間代、地代等については、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額

の範囲内の額とするとされ、請求人の居住する市については、世帯人員が1人の場合は月額2万8,000円とされている。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、介護保険料加算については、普通徴収に係る保険料の納期において、納付すべき実費を認定することとされている。また、就労に伴う収入以外の収入の認定について、年金等の公の給付にあっては、実際の受給額を認定することとされ、年金等の給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額(1円未満の端数がある場合は切捨て)を、各月の収入認定額として差し支えないとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、最低生活費の算定に当たり、基準生活費について第1類及び第2類の経費として合計8万3,510円と算定するとともに、介護保険料加算を認定せず、住宅費を2万8,000円と認定した上で、これらの額の合計額11万1,510円を最低生活費としており、処分庁の当該算定は、保護基準等に基づいて適正に行われている。次に、処分庁は、収入の認定に当たり、請求人の老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下これらを「本件年金」という。)の合計額(年額)64万2,823円を12で除した額である5万3,568円(1円未満切捨て)を収入として認定しており、処分庁の当該認定は、保護の処理基準に基づいて適正に行われている。よって、原処分は、保護基準等に基づき適正に算定された最低生活費の額から適正な収入認定に基づく収入充当額を差し引いた額を請求人の保護費とするものであり、違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、何の説明もなく、突然に保護費を従前の半額近くに減額 されたため、年金が家賃や光熱費の支払いでほとんどなくなってしまい、原処 分による保護費の額では生活費が不足するため、原処分が違法又は不当である 旨を主張しているものと解される。

しかしながら、処分庁は、前記のとおり、保護基準等に基づき適正に算定された最低生活費の額から適正な収入認定に基づく収入充当額を差し引いた額を請求人の保護費としていることから、原処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張を採用することはできない。また、処分庁の記録によれば、請求人は、平成31年4月26日に処分庁の職員と面接した際、「生活保護のしおり」に基づき保護の仕組みについて説明を受け、令和2年2月28日に年金決定通知書の写し等を処分庁へ提出した際も、同年4月分以降の保護費から本件年金を収入として認定する旨の説明を受けたとされているほか、原処分の通知書には、保護を変更した理由が記載されており、これらの事情を勘案すると、処分庁が何の説明もなく、突然に保護費を減額したとは認められず、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は、年金は老後の保障のために長年積み立てたものであるから、 これを収入として認定するべきではない旨を主張しているものと解される。

しかしながら、他の法律に定める扶助は、全て保護に優先して行われるものとされ、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく給付については、特にその活用を図ることとされている。そして、年金等の公の給付に係る収入の認定については、実際の受給額を認定することとされていることから、処分庁が本件年金の受給額を収入として認定したことに違法又は不当な点は認められず、請求人の主張を採用することはできない。

さらに、請求人は、介護保険料加算の額に誤りがあることから、原処分が違 法又は不当である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、介護保険料加算は、普通徴収に係る介護保険料の納期において納付すべき実費を認定することとされているところ、請求人の居住する市の条例によると、当該納期は、原処分の対象である4月に設定されていないのであるから、介護保険料加算を認定しなかった原処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委	員(会長)	岸	本	太	樹
委	員	中	原		猛
委	員	日	///-	倫	子